19京大施環化第192号令和元年12月23日

原子力規制委員会 殿

京都市左京区吉田本町 国立大学法人 京都大学 学長 山 極 壽 一

原子炉施設保安規定変更承認申請書 の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、令和元年11月22日付、19京大施環化第175号をもって変更承認申請しました原子炉施設保安規定の変更承認申請書について、別紙のとおり一部補正致します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称: 国立大学法人 京都大学

住 所: 京都市左京区吉田本町

代表者の氏名 : 学長 山 極 壽 一

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。 (ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

令和元年 9 月 19 日付で承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変 更承認申請書(研究用原子炉の変更)の変更内容を反映させるため

令和元年 11 月 22 日付で申請した京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設 [京都大学研究用原子炉(KUR)]及び[京都大学臨界実験装置(KUCA)]の 変更に係る設計及び工事の方法の承認申請書の変更内容を反映させるため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

別添 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表 (該当条文あるいは表のみを記載、変更箇所は下線部)

変更前	変更後	備考
(燃料要素の点検)	(燃料要素の点検)	
第24条 研究炉部長は、次の各号に掲げる場合には、研究炉用燃料要	第24条 研究炉部長は、次の各号に掲げる場合には、研究炉用燃料要	
素の外観について点検を行い、異常のないことを確認しなければならな	素の外観について点検を行い、異常のないこと <u>、及び燃料要素中のウラ</u>	点検項目の
lν₀.	<u>ン-235の総量が別表第3に掲げる許可された範囲を超えていないこ</u>	追加
	<u>と</u> を確認し <u>、記録し</u> なければならない。	
(1) 燃料要素を炉心以外の場所に収納しようとするとき。	(1) 燃料要素を炉心以外の場所に収納しようとするとき。	
(2) 燃料要素の保管中、1年に1回以上。	(2) 燃料要素の保管中、1年に1回以上。	
(3) 炉心に挿入する前。	(3) 炉心に挿入する前。	
(4) 炉心から取り出したとき。	(4) 炉心から取り出したとき。	
2 研究炉部長は、前項の点検の結果、異常のある場合には、直ちに中	2 研究炉部長は、前項の点検の結果、異常のある場合には、直ちに中	
央管理室、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者に報告しなければなら	央管理室、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者に報告しなければなら	
ない。	ない。	
3 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主	3 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主	
任技術者と協議の上、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要	任技術者と協議の上、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要	
な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。	な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。	

変更前				変更後		備考		
(燃料要素等の炉心画	记置変更計画)			(燃料要素等の炉心画				
第26条 研究炉部	長は、研究炉用燃料	要素等を、炉心	に挿入、炉心か	第26条 研究炉部封	長は、研究炉用燃料	要素等を、炉心に	に挿入、炉心か	
らの取出し、又は炉心	ン内で位置の変更の技	操作(以下「炉心	心配置変更操作」	らの取出し、又は炉心	心内で位置の変更の	操作(以下「炉心	」配置変更操作」	
という。) をしようと	するときは、あらか	いじめ、KUR 炉心	配置変更計画書	という。) をしようと	するときは、あらか	っじめ、KUR 炉心i	配置変更計画書	
を作成し、研究炉主信	£技術者の承認を受り	けなければならな	۲۷۰ _°	を作成し、研究炉主信	£技術者の承認を受	けなければならな	とい。	
2 研究炉主任技術者	は、前項の承認を与	えるに当たり、	過剰反応度、燃	2 研究炉主任技術者	は、前項の承認を与	Fえるに当たり、:	過剰反応度、燃	
料要素等の装荷手順	及び臨界点確認の時	期が適切である。	<u>こと</u> 、その他操	料要素等の装荷手順、	臨界点確認の時期]が適切であるこ	と、及び別表第	総量制限の
作手順上の安全を確認	忍する。			3の各貯蔵場所にお	ける燃料要素の貯蔵	蔵本数が貯蔵可能	本数以下(ウラ	追加
				ン-235の総量が	の条件	を含む。)である。	<u>こと</u> 、その他操	
				作手順上の安全を確認	忍する。			
3 KUR 炉心配置変更	計画書の変更の手続	きについては、「	前 2 項の規定を	3 KUR 炉心配置変更	計画書の変更の手続	きとについては、直	前 2 項の規定を	
準用する。				準用する。				
別表第3 研究炉燃料	料要素の貯蔵場所(第	第23条)		別表第3 研究炉燃料	斗要素の貯蔵場所 (第23条 <u>、第24</u>	1条、第26条)	対応条項の
燃料要素の種類	貯蔵場	所	貯蔵可能本数	燃料要素の種類	貯蔵場	易所	貯蔵可能本数	追加
未使用の研究用燃料				未使用の研究用燃料				
要素及び表面におけ				要素及び表面におけ				
る線量率が 1mSv/h 以		■ 本入りラッ		る線量率が 1mSv/h 以		■ 本入りラッ		
下の照射済みの研究	新燃料貯蔵室	ク		下の照射済みの研究	新燃料貯蔵室	ク	(注 1)	
用燃料要素(最下欄		基		用燃料要素(最下欄の		■基		
の照射済燃料要素を				照射済燃料要素を除				
除く)				<)				
研究炉用燃料要素	研究炉炉心タンク内燃料貯蔵用ラッ			研究炉用燃料要素				
(最下欄の照射済燃	ク(運転停止後2日以	上経過したもの)		(最下欄の照射済燃	ク(運転停止後2日)	以上経過したもの)	(注 2)	

変更前			変更後			備考
報要素を除く) 破損した照射済の研究炉用燃料要素	使用済燃料プール室プール内燃料ラック(運転停止後2日以上経過したもの) 使用済燃料室プール内使用済燃料ック (運転停止後40日以上経過したもの使用済燃料プール内使用済燃料プール内	■	であること(注 2) 炉心に挿入され35含有量の総量は	プール内燃料ラック(運転停止後2日以上経過したもの)使用済燃料室プール内使用ック(運転停止後40日以上経過使用済燃料プール室プールが使用済燃料プール内れる燃料要素のウラン-23	したもの) 5 含有量の総量は れる燃料要素のウラン-2	総量制限に関する追加

変更前	変更後	備考
(放射性廃棄物の処理)	(放射性廃棄物の処理)	
第98条 放射性廃棄物処理部長は、前条第2項の規定により収集した	第98条 放射性廃棄物処理部長は、前条第2項の規定により収集した	
放射性廃棄物及び放射性廃棄物処理施設の廃液貯留槽に移送された液	放射性廃棄物及び放射性廃棄物処理施設の廃液貯留槽に移送された液	
体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて次の各号に	体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて次の各号に	
掲げる処理又は処置をしなければならない。	掲げる処理又は処置をしなければならない。	
(1) 液体状の放射性廃棄物に関しては、蒸発濃縮処理、イオン交換処	(1) 液体状の放射性廃棄物に関しては、蒸発濃縮処理、イオン交換処	
理、凝集沈殿処理、減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質の	理、凝集沈殿処理、減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質の	
濃度をできるだけ低下させる処置	濃度をできるだけ低下させる処置	
(2) 固体状の放射性廃棄物(前号の処理で生じた物を含む。次号にお	(2) 固体状の放射性廃棄物(前号の処理で生じた物を含む。次号にお	
いて同じ。)に関しては、減容、容器に封入、固型化又は減衰	いて同じ。)に関しては、減容、容器に封入、固型化又は減衰	
(3) 蒸発濃縮液及びスラッジ状の放射性廃棄物に関しては、容器に封	(3) 蒸発濃縮液及びスラッジ状の放射性廃棄物に関しては、容器に封	
入、固型化又は減衰	入、固型化又は減衰	
(4) 容器に密封された気体状の放射性廃棄物に関しては、減衰	(4) 容器に密封された気体状の放射性廃棄物に関しては、減衰	
	(5) 廃液貯留槽内及び処理工場内の液体状の放射性廃棄物に関して管	管理区域外
	理区域外に漏えいさせない処置をとる。なお液体状の廃棄物総量は、	漏えい対策
	廃液貯留槽内においては 30m³以下、処理工場内においては 26m³以下	を追記
	<u>で管理する。</u>	
2 放射性廃棄物処理部長は、臨界装置の廃液タンクに移送された液体	2 放射性廃棄物処理部長は、臨界装置の廃液タンクに移送された液体	
状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて減衰、希釈、そ	状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて減衰、希釈、そ	
の他当該液体中の放射性物質濃度をできるだけ低下させる処置をしなけ	の他当該液体中の放射性物質濃度をできるだけ低下させる処置をしなけ	
ればならない。	ればならない。	

変更前					変更後				備考	
別表第15の2 研究炉に係る機器(第50条の4)						別表第15の2 研究炉に係る機器(第50条の4)				
分類	種類	数量	点検頻度	管理者	分類	種類	数量	点検頻度	管理者	
安全避難通路等	避難用照明 非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室) 懐中電灯(炉室1階、地階) 誘導灯	49台 1台 6本 各1本 28台	1 回/月	研究炉部長	安全避難通路等	避難用照明 非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室) 懐中電灯(炉室 1 階、地階) 誘導灯	49台 1台 6本 各1本 28台	1 回/月	研究炉部長	
火災対 応機器	消火器(原子炉棟) 消火器(臨界集合体棟機械室・電 気水器(臨界集合体棟機械室・電 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	22 7 5 91 25 1 13 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1	1回/6ヶ月	研究炉部長	火災対応機器	消火器(原子炉棟) 消火器(臨界集合体棟機械室・電 気室) 消火器(使用済燃料室) 火災感知器(原子炉棟) 火災感知器(臨界集合体棟機械 室気室) 火災感知器(新燃料貯蔵室) 火災感知器(有所資料等) 火災感知器(使用済燃料室) 火災受信機(原子炉棟) 火災受信機(新燃料貯蔵室) 火災受信機(使用済燃料 火災受信機(使用済燃料 火災受信機(使用済燃料 大災受信機(使用子炉棟) 火災受信機(原子炉棟) 大災受信機(原子炉棟) 屋内消火栓(臨界集合体棟機械 室・電気室)	22 7 5 91 25 1 3 4 1 1 1 4 1 1 4 1	1回/6ヶ月	研究炉部長	
	消火器(中央管理室) 火災感知器(中央管理室) 火災受信機* ² (中央管理室)	1本 2台 1台	1回/6ヶ月	中央管理室長		消火器(中央管理室) 火災感知器(中央管理室) 火災受信機* ² (中央管理室)	1本 2台 1台	1回/6ヶ月	中央管理室長	
非常電源設備	1 次循環ポンプ用無停電電源装置内蔵バッテリー ディーゼル発電機操作用蓄電池	1台 2台	1回/月以上又 は起動の度ご と 1回/年		非常電源設備	1 次循環ポンプ用無停電電源装置内蔵バッテリー ディーゼル発電機操作用蓄電池	1台 2台	1回/月以上又 は起動の度ご と 1回/年	研究炉部長	
	構内モニタリングステーション 空間線量率計用無停電電源装置 内蔵バッテリー	1台	1回/月	放射線管理部長		構内モニタリングステーション 空間線量率計用無停電電源装置 内蔵バッテリー	1台	1回/月	放射線管理部長	
1 1	携帯電話*1(中央管理室) 所内電話*3(制御室、中央管理室) 放送設備	2台 各1台 1式	1 回/月	中央管理室長	通信連 絡設備	携帯電話*1 (中央管理室) 所内電話*3 (制御室、中央管理室) 放送設備	2台 各1台 1式	1 回/月	中央管理室長	

変更前	ĵ				変更後	備考
	拡声器(制御室、炉室)	各1台	1 回/月	研究炉部長	拡声器(制御室、炉室)	電話及びインターホン
放射性 物質等 かる かる が が が が が が が が が が が が り が り た り た り た	1 次冷却水配管止水設備 防護服 全面マスク 可搬型消防ポンプ及び起動用バッテリー 緊急注水用ホース 吸水用ホース シート ホウ酸(天然同位体組成)	2 基 5 着 5 着 4 2 本 3 本式 1式以上 (1ºB2. 3kg以	1回/年 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/年	研究炉部長	多量の 防護服 放射性 全面マスク 物質等 可搬型消防ポンプ及び起動用バ を放出 ッテリー する事 緊急注水用ホース 故の拡 吸水用ホース 故の拡 以 水用ホース 大防止 シート ホウ酸 (天然同位体組成) 5 着 1 回/月 1 回/月 1 回/月 2 本 1 回/月 3 本 1 回/月 1 回/月 1 豆/月 1 豆/年 1 豆/再 1 豆/年 1 豆/再 1	の追加
散水設 備* ¹	散水栓 20m ホース ノズル 消火栓用ハンドル 冷却水系統加圧給水ポンプ	上) 2台 4本 2本 2本 1台	1回/年	中央管理室長	散水設 散水栓 2 台 備*1 20m ホース 4 本 ノズル 2 本 1回/年 消火栓用ハンドル 2 本 冷却水系統加圧給水ポンプ 1 台	
	 除湿器 液体シンチレーションカウンタ 	2 台 1 台	1回/年	放射線管理部長	重水分除湿器 2台 析用放液体シンチレーションカウンタ 1台 財線測定装置 1回/年長	
*1 臨 *2 臨	 界装置と共用 界装置及び廃棄物処理棟と共用 央管理室設置のものは臨界装置と	共用			*1 臨界装置と共用 *2 臨界装置及び廃棄物処理棟と共用 *3 中央管理室設置のものは臨界装置と共用 *4 制御室設置のものは*3の所内電話(制御室)と共用	

変更前					変更後					備考
別表第16	5の2 臨界装置に係る	る機器(第93条の3)		別表第16	の2 臨界装置に係る	る機器(第93条の3)		
分 類	種 類	数量	点検頻度	管理者	分 類	種類	数量	点検頻度	管理者	
安全避難通路等	非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室、炉 室)	2台 各2本	1 回/月	臨界装置部	安全避難通路等	非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室、炉 室)	2 台 各 2 本	1回/月	臨界装置部	
	誘導灯 避難用照明	13 台 30 台		長		誘導灯 避難用照明	13 台 30 台		長	
火災対応 機器	消火器 火災感知器 ハロン消火設備 火災受信機* ¹	38本 36台 3台 1台	1回/6ヶ月	臨界装置部 長	火災対応 機器	消火器 火災感知器 ハロン消火設備 火災受信機* ¹	38 本 36 台 3 台 1 台	1回/6ヶ月	臨界装置部 長	
	火災受信機*2(中央管 理室)	1台	1回/6ヶ月	中央管理室 長		火災受信機*2(中央管 理室)	1 台	1回/6ヶ月	中央管理室 長	
非常電源設備	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部 長	非常電源設備	無停電電源装置内蔵バッテリー	1 台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部 長	
通信連絡設備	携帯電話*1(中央管理室) 所内電話*3(制御室、中央管理室)	2台 各1台	1 回/月	中央管理室長	通信連絡設備	携帯電話*1(中央管理室) 所内電話*3(制御室、中央管理室)	2台 各1台	1 回/月	中央管理室長	
	拡声器 (制御室、炉室)	各1台	1 回/月	臨界装置部 長		放送設備 拡声器 (制御室、炉室)	<u>1式</u> 各1台		臨界装置部	放送設備及び固定電話
散水設備*1	散水栓 20m ホース	2台 4本				固定電話*4(制御室、 各実験設備)	<u>3 台</u>	1 回/月	長	の追加
	ノズル 消火栓用ハンドル 冷却水系統加圧給水ポ ンプ	2本 2本 1台	1回/年	中央管理室 長	散水設備*1	散水栓 20m ホース ノズル 消火栓用ハンドル	2台 4本 2本 2本	1回/年	中央管理室長	
	と共用 及び廃棄物処理棟と共用 理室設置のものは研究炉と	共用			*3 中央管理	冷却水系統加圧給水ポ ンプ	土 1 台	と共用		